

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から平成28年1月26日及び同年3月25日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成28年5月13日

山形県監査委員 森 田 廣
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門
 山形県監査委員 会 田 稔 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
精神保健福祉センター	予算の計画的・効率的な執行がなされていないものがある。	切手及びレターパックについては、使用状況を的確に把握し、今後の事業計画も勘案した上で、実際の購入の場面では事務主任者と業務管理者とが協議して購入量を決める等、徹底的な在庫管理を行うよう改善した。
米沢養護学校	契約事務が適切でないものがある。	契約事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、関係課との連携を十分に図り、適切に執行するよう改善した。